

秩父市告示第48号

秩父市地域サロン活動事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月23日

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

秩父市地域サロン活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民による公益活動を活性化することにより市民の健康及び福祉の増進を図るため、予算の範囲内において秩父市地域サロン活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「地域サロン活動」とは、月2回以上、市内の高齢者その他の市民が気軽に集い、介護予防に資する活動等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、全ての構成員が市内に住所を有する非営利団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、地域サロン活動（新たに活動を開始した年度（以下「活動開始年度」という。）からその翌々年度までに実施するものに限る。）の実施に係る経費とする。

2 補助金の額は、前項の経費に相当する額とし、1団体当たり次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 活動開始年度 3万円
- (2) 活動開始年度の翌年度 2万円
- (3) 活動開始年度の翌々年度 1万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、秩父市地域サロン活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、秩父市地域サロン活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、当該申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、秩父市地域サロン活動事業補助金変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、地域サロン活動を実施したときは、年度ごとに秩父市地域サロン活動事業補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、秩父市地域サロン活動事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市地域サロン活動事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。